平成２２年（フ）第４２７号
徳島県小松島市小松島町字北浜142番地ベルヌーブ北浜ハイツ503号室
債務者　桑名　啓介
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８０号
高知県須崎市大間東町５番20―10号
債務者　山﨑亜希子（旧姓國澤）
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後４時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２２年（フ）第２２４号
宮城県遠田郡美里町青生字的場83番地６
債務者　藤原　雅信
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第２３５号
宮城県大崎市松山金谷字向田60番地９
債務者　佐々木　修
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第６５５号
千葉県我孫子市古戸186番地の14―103号
債務者　大林　健二
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６５９号
千葉県鎌ケ谷市東道野辺３丁目13番52号　ラシェール鎌ケ谷107号
債務者　吉澤　　清
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６７８号
千葉県柏市高柳1299番地18
債務者　澤田　幸夫
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６８７号
千葉県松戸市千駄堀1253番地
債務者　安蒜　紀子
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第７０２号
千葉県松戸市稔台７丁目51番地の５　タウンコート稔台105号
債務者　中山　英樹
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第７２０号
千葉県松戸市常盤平２丁目20番地の５　ウェアハウス203号
債務者　弦巻　紀子
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第７２１号
千葉県松戸市常盤平２丁目20番地の５　ウェアハウス203号
債務者　弦巻　健司
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第７３３号
千葉県我孫子市東我孫子１丁目31番２―105号
債務者　佐々木洋子
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第７４７号
千葉県野田市目吹1258番地の２
債務者　上野　紀子
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第７５３号
千葉県野田市柳沢90番地の９ファンタジーＢ101号室
債務者　原田　　誠
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第７５７号
千葉県柏市あけぼの２丁目７番９号　あけぼのハイツ101号
債務者　藤田　敬貴
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２７５号
神奈川県三浦市諏訪町10番15号　宮本方
債務者　三留よし子
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第２８２号
神奈川県横須賀市久里浜４丁目１番１―204号
債務者　北村　和美
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
横浜地方裁判所横須賀支部